

本ワールドワイド販売条件（「条件」）は、買主に対する商品またはサービスのすべての販売（「注文」）に適用されるものとします。売主および買主は、注文書に記載された当事者となります。

1. 適用性：本規約は、買主によって見積もりが受諾されたものとみなされる、または注文がなされたものとみなされるその他の条件を除外して注文に適用されるものとします。本規約は、買主の見積依頼書、発注書、請求書、注文請書、商品受領印、または同様の文書や表記に含まれる条件に優先します。本規約は、売主と買主の正式な代表者が署名をなした、同時または事後に作成される書面による合意がある場合を除き、修正、補足、変更または変更することはできません。売主が買主の発注を承認しても、そこに含まれる条件は、そのような条件がどのように前置きされ、記載されているかにかかわらず、受諾されたことにはなりません。売主は、買主が本条件および売主の見積書に含まれる条件に同意することを条件に、買主の注文を受諾します。買主が本規約に基づいて購入することを申し出た買主の購入注文（これに反するいかなる条件も無視されるものとする）が売主の権限のある代理人によって発行される確認書面により受諾された場合、または（それ以前に）売主が商品および/またはサービスが提供された場合には、買主が本規約に同意し、これと異なる条件を放棄した証拠とします。

2. 支払および配送条件：支払条件：支払条件は、添付の見積書に別段の明示がない限り、正味 30 日、EXW (ICC インコターム 2010 改正版)、売主施設とする。支払期日までに支払われない金額には、法定最高利率による利息が発生します。

出荷日はおおよそのものであり、必要なすべての情報を迅速に受領した場合に基づいています。完全な情報の提供が遅れた場合、出荷日は売主によって合理的な期間延長されることがあります。売主が輸送サービスを提供する場合、価格は宛先と輸送方法に基づいて決定されます。

買主の財政状態が売主にとって不満足である、または不満足になった場合、売主は以下の権利を留保します：(b)出荷前に信用状またはその他の許容可能な担保を要求する、または(c)商品の納品前であれば、売主側の義務や責任を負うことなく、いつでも出荷をキャンセルします。

3. 納品：売主は、天災地変、政府の行為、買主の行為、火災、労働争議、ボイコット、洪水、伝染病、検疫制限、戦争、暴動、テロ、暴動、市民的または軍事的権力、貨物禁輸、輸送不足または遅延、異常な悪天候、またはそのような原因による必要な労働力、材料または製造施設の入手・利用不能を含む（ただし、これらに限定されない）売主の合理的な支配を超える原因による納期の遅延について責任を負わないものとする。このような遅延が発生した場合、納品日は遅延期間と同じ期間延長されるものとします。

4. 価格：売主が発行するすべての価格見積書は、(a)30 日間、または(b)見積書を明示的に参照する発注書の発行のいずれか早い方の期間有効です。買主は、この取引に付随する物品税、売上税、使用税、付加価値税、またはその他の税金で、売主が責任を負う可能性のあるもの、または売主が法律で徴収を義務付けられているものについては、売主に払い戻すものとします。配送に付随するすべての輸送、保険、および同様の料金は、買主が支払うものとします。売主は、出荷時、または売主が出荷準備が整ったことを買主に通知した時、いずれか早い時点で請求書を発行するものとします。

5. 権原：売主が供給した商品（以下、「商品」）の所有権は、(i) 売主が買主に供給した商品および他の商品について支払期日が到来したのに関して全額支払いを受けるまで、または(ii) 買主が通常の業務で商品を再販する場合、商品の所有権が再販直前に買主に移転するまでのいずれか早い時点まで買主に移転しないものとします。買主は、売主の代理人としてではなく、本人として販売するものとします。商品の所有権が買主に移転するまでは、買主は、商品を別個に、容易に識別できるように保管し、識別マークや包装を除去、汚損、または不明瞭にせず、商品を商品適格な状態に維持し、引渡しの日からすべての危険に対して保険をかけておくものとします。買主が支払不能に陥った場合、または買主が債務を支払えなくなった場合、買主が商品を転売または使用する権利は直ちに消滅するものとし、売主はいつでも買主に対し、転売または他の製品に不可逆的に組み込まれることなく所有する商品の全ての商品の引渡しを要求することができ、かつ/または商品を回収するために商品が保管されている売主または第三者の施設に立ち入ることを要求できるものとします。在庫の商品は、未払いのものと推定されるものとします。

6. 買主のキャンセル：買主は、売主に書面で通知し、売主が (i) キャンセル前および (ii) キャンセルの結果として注文の履行に要したすべての費用および経費を支払った場合に限り、売主の単独の裁量により注文をキャンセルすることができます。

7. 返品：返品は、売主の独自の裁量によりのみ許可され、(i) 売主の返品手数料、および (ii) 売主が指定する場所への輸送費の前払いを常に条件とします。

8. 相殺：売主に支払うべきすべての金額は、相殺、反訴、控除または源泉徴収（法律で義務付けられている税金の控除または源泉徴収を除く）をすることなく、注文の条件に従って全額支払うものとします。

9. 知的財産：商品の引渡しと所有権の移転にかかわらず、本規約のいかなる条項も、商品に関する知的財産権を買主に付与、譲渡、または帰属させる効力を持たないものとします。買主は、売主が所有または使用する商標を使用する権利を持たないものとします。売主が買主に提供した、または注文に関連して売主が買主のために特別に作成した設計、図面、計画、またはその他のデータは、すべての知的財産とともに売主の独占的財産とします。

10. 買主の設計と仕様：買主は、買主の設計または仕様に基づいて全体的または部分的に製造された商品に関して、特許、設計、企業秘密、著作権、または商号に起因するすべての請求（費用、経費、損失、弁護士費用、和解金、または損害賠償を含む）から売主を保護し、補償します。

11. クレーム：すべてのクレームは、商品受領後 14 日以内に行う必要があります（ただし、保証クレームについては、以下の限定保証が適用されます）。

12. 性能の見積もり：買主が提供する性能基準は、いくつかの変動要因に依存する可能性があり、その結果や見積もりは保証されません。

13. 限定保証：責任の制限/派生的損害の除外（下記第 14 項）を条件として、売主は以下の通り保証します。

売主による最初の出荷から12ヶ月間、またはメカニカルシールの修理の場合は最初の使用日から3ヶ月間、または納品日から3ヶ月間のいずれか早い期間（「保証期間」）、商品に材料および製造上の欠陥がないものとします。保証期間内に商品またはその一部がこの保証に適合せず、発見後合理的な期間内に買主が売主に書面でその旨を通知した場合、売主は90営業日以内に修理または交換によってそのような不適合を修正するものとします。

本保証に基づく売主の唯一の義務および買主の唯一の救済は、売主の選択により、売主が本保証に違反して欠陥があると認めた商品の修理または交換です。商品は、売主が指定する場所に輸送費前払いで返品しなければなりません。売主の事前の承認がない限り、返品は受け付けられません。売主は、保証プロセスを開始するために書面で連絡を受ける必要があります。修理または交換されたすべての商品は、元の保証期間の残

存期間のみ再保証されるものとします。

売主が買主に提供する作業、作業の指示、技術情報、技術コンサルティングおよびアドバイス、またはその他のサービス（「サービス」）に関して、売主は、注文の対象が合理的な技術と注意をもって、合理的な期間内に履行されることを保証する。履行日は推定に過ぎず、売主はそれに対していかなる責任も負わないものとする。買主は、適合しないサービスについては、サービス完了後20営業日以内に売主に書面で通知するものとします。サービスに関する本保証に基づく売主の唯一の義務および買主の唯一の救済は、売主が適切に通知された保証に適合しないことが判明したサービスの再実施とします。買主は、本サービスを実施するために、売主に合理的かつ明確なアクセスを提供することに同意するものとします。これには、本サービスを実施するための合理的なアクセスを提供するために必要な機器、材料、または構造の供給だけでなく、材料または構造の除去が含まれる場合があります。

ここに含まれる限定保証は、瑕疵のある、または不適合商品またはサービスに対する売主の唯一かつ排他的な保証であり、また買主の唯一かつ排他的な救済手段であり、他のすべての保証、表明、および保証に代わるものです。明示または黙示を問わず、他のすべての保証は、商品性または目的適合性の保証を含めて（ただし、これに限定されない。）売主によって明示的に否認されるものとします。

売主は、買主が提供した図面、設計、または仕様起因するいかなる瑕疵についても責任を負わないものとします。売主は、売主と買主の書面による合意なしに買主または第三者が行った修理または改造について責任を負わないものとし、そのような修理または改造は、本書の限定保証を無効にするものとします。売主は、故意の損傷、過失または異常な作業条件、誤用、商品の誤った取り扱いまたは適用、侵食、腐食、または操作や環境による通常の消耗の影響に対して、商品または修理・交換部品を保証せず、買主に対して責任を負わないものとします。買主の保証および救済は、すべての重要な点において、また売主の書面による推奨に従って、商品の適切な保管、設置、使用、保守が条件となります。売主は、売主が製造していない部品材料や機器について、メーカーの保証の利益を買主に伝えるよう努力します。

14. 責任の制限および結果的損失の排除：契約、保証、不法行為（過失を含む）、補償、厳格責任、法令、またはその他に基づくかどうかにかかわらず、注文、または注文の違反に関する売主の責任の総額は、買主の請求が発生した特定の商品またはサービスの正味注文価格を超えないものとします（買主が支払った金額の回収、すべての損害、費用、経費に対する責任を含む）。いかなる場合においても、販売者は、以下の責任を負いません。

(i) 使用上の損失（直接的か間接的かを問わない）

(ii) 実際の利益または予想される利益の損失（直接的か間接的かを問わず、それぞれの場合）

(iii) 収益の損失、生産の損失、または事業の損失（いずれの場合も、直接的か間接的かを問わない）

(iv) 営業権の喪失、評判の喪失、または機会の喪失（いずれも直接的か間接的かを問わない）

(v) 予想される貯蓄の損失、またはマージンの損失（直接的、間接的を問わず）

(vi) データの損失、損傷、破損

(vii) 特別損害、間接的損害、派生的損害、懲罰的損害、その他あらゆる種類の損害

(viii) 売主または他者が行ったか否かを問わず、設計またはエンジニアリングの欠陥

(ix) 問題となっている商品またはサービスの売主の正味価格を超える金額

なお、上記責任が、過失（ただし、これに限定されない。）および/または本規約に基づく売主の義務の違反、瑕疵、履行遅延に起因して発生したものであっても売主は免責されます。

法律で禁止されている場合、本規約は、(i)販売者の過失または販売者が代理責任を負う者の過失に起因する死亡または人身傷害、(ii)詐欺もしくは詐欺的不実表示、または販売者が代理責任を負う者による詐欺もしくは詐欺的不実表示、または(iii)権原に関する販売者の義務違反に対する販売者の責任（もしあれば）を除外または制限する目的で適用されません。

売主の価格は、本規約に定める責任限度額に基づいて決定される。買主は、売主への書面による通知により、売主に対し、より高い責任限度額に同意するよう要求することができる。売主がより高い賠償責任限度

額に同意し、そのような高い限度額の保険が得られることを条件とする場合、売主はそのような限度額まで保険が適用されるよう合理的な努力を払うものとし、買主は要求に応じてすべての保険料を支払うものとなります。買主は、保険会社が要求する情報を開示しなければならない。いかなる場合も、買主は、保険会社から受領した金額を超える金額を売主から回収する権利を有しないものとする。

15. 売主のデータの不使用：買主は、売主の書面による許可なく、注文の対象である商品または類似商品の製造または調達のために売主のデータを使用しないこと、または当該商品を他の供給源によって製造させたり、他の供給源から調達させたりしないこと、または当該データおよび情報を複製したり、その他の方法で使用しないことに同意する。

16. 非開示：買主は、売主の書面による事前の同意を得ることなく、売主の所有物である本注文に関する売主のデータまたはその他の情報を第三者に開示または利用可能にすることはできないことに同意する。

17. 警告の遵守：購入者は、以下の安全衛生情報、警告文、または指示に従うことに同意します。売主が提供する商品の予防保守を含む設置、使用、または保守に関連し、さらにこれらをその従業員、代理人、請負業者、および買主が供給する後続の買主またはエンドユーザーに伝達するものとします。

18. 輸出および輸入：買主は、適用されるすべての輸入および輸出管理法および/または規制（英国、EU、米国、および商品または技術が供給される可能性のある、または商品または技術が出荷される可能性のある他のすべての法域のものを含みますが、これらに限定されません）を遵守することに同意するものとします。いかなる場合においても、買主は、制裁の対象となるいかなる国のいかなる団体または個人に対して輸出または再輸出を行ってはならず、また、適用される輸出法および/または規制に違反して、商品または技術を使用、移転、放出、輸入、輸出または再輸出してはなりません。売主が買主に代わって輸出許可申請書を作成する必要がある場合、買主はその費用を払い戻し、必要な納期を追加できるものとします。

19. 特殊工具およびデータ：工具、金型、およびその他の機器の料金は、その費用の一部のみを対象とし、その所有権および所有と使用に対する唯一の権利は、買主には渡らず、売主に留まるものとします。売主は、図面、技術指示書、仕様書、および商品とともに供給され、および/または供給されるように指定された他のすべての文書データ（もしあれば）に対するすべての権利、権原、および利益を保持します。

20. 行動規範：売主は、倫理的かつ合法的に事業を行うことを約束します。売主は、買主も倫理的かつ合法的に事業を行うことを期待します。買主が、売主または売主の従業員もしくは代理人が、本規約の下で、または本規約に関連して、非倫理的または違法な行動を取ったと信じるに足る理由がある場合、買主はそのような行動を売主に報告することが推奨されます。売主の行動規範およびそのような報告を行うための仕組みは、www.aesseal.com をご覧ください。

21. 一般権利放棄：注文の違反時に売主がその権利のすべてまたは一部を主張しなかったとしても、そのような違反またはその後の違反に関してそのような権利を放棄したとはみなされないものとし、また、サービスの支払いの受諾からいかなる権利放棄も暗示されないものとし、いかなる権利の放棄も、売主が保有する可能性のあるその他の権利に及んだり影響を与えたりするものではなく、また、かかる権利放棄は、その後の類似または非類似の違反に及ぶものでもないものとし、**分離可能性**：理由の如何を問わず、本規約の一部が違法、無効、または執行不能と判断された場合、当該条項は、問題となっている紛争の目的において有効、合法、および執行可能にするために必要な最小限の範囲で修正/削除されたものとみなされ、その他の条項はすべて完全な効力を有するものとします。**譲渡および第三者の権利**：買主は、売主の書面による事前承諾なしに、本注文書に基づく権利または義務の全部または一部を譲渡または移転することはできない。売主は、その権利の全部または一部を譲渡または移転し、本注文書に基づく義務を下請けすることができる。当事者は、本注文書のいかなる条項も、1999年契約（第三者の権利）法に基づき当事者以外の者が強制執行できることを意図していません。**完全合意**：本規約は、本注文の主題に関連する買主と売主の間の完全な合意および理解を構成し、これに関連する口頭または書面による以前のすべての通信、表明または合意に優先するものとし、いずれの当事者も、本規約または売主の見積書に明示的に記載されていない表明または陳述（相手方当事者またはその他の人物によるものであるかを問わない）を信頼して注文を締結したのではなく、これに関していかなる救済措置も講じないものとする。前文のいかなる規定も、詐欺または詐欺的不実表示に対する売主の責任を制限するものとして解釈または制限されるものではありません。

22. 準拠法および紛争：本注文書は、法選択の規定を除き、本注文書を受領する売主の施設が所在する司法管轄区の法律（「現地法」）に従って解釈されるものとする。売主および買主は、1980年の国際物品売買契約

に関する国連条約およびその後継法を本注文書から除外することに明示的に同意するものとする。未払い残高を回収するための売主の行為は、売主の主たる事務所が所在する地域の地方裁判所の専属的管轄権に服するものとする。注文に起因する、または注文に関連するその他の紛争はすべて、その時点で有効な国際商業会議所の仲裁規則に基づき、本契約に基づき注文を受理する売主の施設が所在する国において、同規則に従って任命された 1 人または複数の仲裁人による拘束力のある仲裁によって最終的に解決されるものとする。

23. 言語および翻訳： 英語を本注文書の法定言語とし、すべての当事者は他の言語、翻訳、または解釈を使用および/または依拠する権利を放棄する。両当事者は、矛盾または解釈の紛争が発生した場合、英語版が支配することに特に同意する。

www.aesseal.com : AESSEALブランドの全会社を対象としたワールドワイド販売条件の最新版は、当社ウェブサイトをご覧ください。

Version WWAESENG0418